

令和4年度第1号くるみん認定通知書 交付式を行いました



株式会社フォーチュン永田淳一代表取締役（写真向かって左）山梨労働局長生方勝局長（右）



株式会社フォーチュン永田淳一代表取締役（写真向かって左）山梨労働局長生方勝局長（右）

【働きやすい環境づくりで、優秀な人材の確保を】

令和4年9月2日、山梨労働局（局長 生方 勝）は、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定企業」として認定した企業に対し、くるみん認定通知書交付式を行いました。

厚生労働省では、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣より認定（くるみん認定）しております。また、くるみん認定を受けた企業がさらに高い水準の取組を行い、一定水準を満たすことで、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。くるみん認定は、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国・地方公共団体・企業が担う責務を明らかにすることを目的とした次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度です。

くるみんマーク（右）は平成29年4月1日以降の認定申請からデザインが変更されました。最新の認定年が記載されており、いつ認定を取得した企業か一目でわかるようになっています。また、星の数は、認定を受けた回数を表しています。

株式会社フォーチュンは、平成30年から3年7か月に及ぶ一般事業主行動計画を策定・実施し、認定基準を達成する等、従業員の仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組み、令和4年7月にくるみん認定（1回目）を取得しています。これを受けて、令和4年9月2日に株式会社フォーチュンに対する認定通知書交付式が行われ、山梨労働局長から株式会社フォーチュン永田淳一代表取締役に認定通知書が手渡されました。



【株式会社フォーチュン 認定基準の主な達成状況】

- 育児休業の取得状況
 - ・男性労働者の育児休業取得率100%
 - ・女性労働者の育児休業取得率100%
- 育児休業に関する制度等の整備状況
 - ・育児をする労働者について、所定労働時間を1日6時間または7時間にする育児短時間勤務の措置の対象を小学校入学前までの子を持つ社員に拡大

今後については、「若さと健康美しさの提案を通して、皆様の夢や感動を大切に、一人一人の幸福に役立ち、社会に必要とされる組織を目指す」という企業理念のもと、社員が働きやすい環境を整えることを継続するとともに、社員の活力向上、生産性の向上を目指して、組織を活性化させていきたいとのことです。

今回のくるみん認定企業である株式会社フォーチュンを含め、山梨県内のくるみん認定企業は21社（認定件数29件）となりました。なお、全国のくるみん認定企業は3,861社（うちプラチナくるみん認定企業は491社）（令和4年6月末現在）となっています。